

令和4年度第2回春日井市地域自立支援協議会議事録

- 1 開催日時 令和4年11月22日(火) 午後2時～4時
- 2 開催場所 文化フォーラム春日井 会議室AB
- 3 出席者

【会長】

田代 波広 (総合相談支援センター 地域アドバイザー代理)

【職務代理者】

牧瀬 英幹 (中部大学)

【委員】

水野 裕也 (相談支援事業所 こんぱす)

足立 智成 (障害者支援施設 夢の家)

浅野 京子 (春日井こども発達支援センターてくてく)

竹内 達生 (春日井市医師会)

坂田 未鈴 (神領小学校、春日井市特別支援教育研究会)

高木 敏行 (春日井公共職業安定所)

服部 浩子 (春日井市手をつなぐ育成会)

三輪 裕子 (春日井市肢体不自由児・者父母の会)

三浦 嘉丈 (春日井市地域包括支援センター 藤山台・岩成台)

小川 直文 (民生委員児童委員)

【欠席】

八澤 佳子 (春日井保健所)

沢田 泉美 (春日台特別支援学校)

渡邊 正樹 (春日井市社会福祉協議会)

【障がい者生活支援センター】(オブザーバー)

高村 里沙 (基幹相談支援センターしゃきょう)

住岡 亜美 (障がい者生活支援センターあつとわん)

正木 誉礼 (春日苑障がい者生活支援センター)

杉山 友理 (障がい者生活支援センターかすがい)

佐藤 優子 (障がい者生活支援センターJHNまある)

【傍聴】 10名

【事務局】

- 山口 剛典 (健康福祉部長)
- 中山 一徳 (障がい福祉課長)
- 清水 栄司 (障がい福祉課長補佐)
- 示野 大介 (障がい福祉課認定給付担当主査)
- 西尾 直人 (障がい福祉課障がい福祉担当主査)
- 金野 貴成 (障がい福祉課主任)
- 林 孝安 (基幹相談支援センターしゃきょう)
- 矢野 由季子 (基幹相談支援センターしゃきょう)

4 議題

- (1) 障がい者生活支援センターの活動報告について
- (2) 連絡会及び部会の報告について
- (3) その他

5 会議資料

- 資料1 障がい者生活支援センター集計
- 資料2 相談に関する報告
- 資料3 障がい者生活支援センター連絡会の報告
- 資料4 当事者団体連絡会の報告
- 資料5 医療的ケア児等支援部会の報告
- 資料6 運営会議の報告
- 資料7 地域生活支援拠点等の報告
- 資料8 障がい者虐待の通報・届出状況について
- 資料9 事前質問等
- 資料10 各種見守りサービス等について
- 資料11 補足説明資料

6 議事内容

議事に先立ち、会議は公開とし、議事録は要点筆記とすることを確認した。

◆議題1 「障がい者生活支援センターの活動報告について」

(春日苑障がい者生活支援センター 正木相談員)

資料1及び資料2-1～5に基づく報告

(田代会長)

三輪委員からの質問を紹介します。

「医療的ケア児等のショートステイや、レスパイト入院が今までのようには利用できず、困っている。介護保険施設も利用できるようになれば、少しは安心できると思います」という内容ですが、三輪委員、現状について詳しくご説明をお願いします。

(三輪委員)

定期的に予約をしていたレスパイト入院が、コロナの影響により、急に予約しづらくなくなりました。レスパイト入院までを目標にと頑張っていますが、次はいつ利用できるのか不安になり、身体的、精神的に疲れてしまう親御さんがいます。

もし介護保険施設も利用できれば、安心することができるため、検討していただきたい。

(田代会長)

夢の家でのショートステイはどのように対応されていますか。足立委員お願いします。

(足立委員)

夢の家としては、ショートステイ8床と入院等で空いた居室を利用することとなりますが、今年10月の延べ利用日数は362日で、43名の方の利用がありました。1日当たりとしては大体10.5人の利用がありました。

一昨年の利用者数と比較しましたが、あまり変わっていませんでした。

しかし、夢の家でも医療行為を必要とする方の受け入れは問題になっています。

胃瘻の方は入所者にもいるため、受け入れは可能ですが、痰吸引が必要な方や気管切開

され、呼吸器を使用している方は夜間に看護師が配置できていないため受け入れが難しいです。

ただし、痰吸引が必要な方でも、随時でなければ受け入れる場合もありますが、受入条件として、『すぐに痰吸引ができない』、『常時観察はしていないので、すぐに発見ができない場合がある』等のことを承知していただくことになると思います。

介護保険施設での利用についてですが、夢の家も共生型として指定は受けました。しかし、障がい者施設の指定と同様の手続きをしなければならず、加えて、経理や処遇改善加算の事務についてはかなりの負担がありましたので、結局加算をもらわない形で指定を受けました。

国としては簡単にできるとは言っていましたが、かなり大変なので、そこを何とかしないと、共生型の指定を受ける施設はあまりないと思います。

(田代会長)

現実的なお話をいただきました。障がいの施設と介護保険の施設がどちらも利用できるようにというのが、数年前から国が打ち出していることではありますが、現実的には難しいというご意見でした。

また、夢の家のショートステイについてはコロナ禍前後でも利用の状況は変わっていないというご意見でした。

東海記念病院の状況について三浦委員をお願いします。

(三浦委員)

病院にレスパイト入院について確認をしたところ、高齢者や障がい者ということで受け入れを分けてはいないということでした。

これまで、障がいの専門病院でレスパイト入院を継続してきた方が、専門病院での受け入れができない状況で、例えば当院への紹介があった場合、初めての利用のため、保護者や本人も不安が大きくなることと思います。

また、人工呼吸器等、特別な機械や処置などの必要がある方は、事前に臨床工学技士との調整が必要なため、受け入れ準備に時間を要するケースもあります。

受け入れについては、主治医からの紹介状、ケアマネジャーや相談員からの連絡票をもとに、医師が判断していますので、まずはご相談いただきたいと思います。

(田代会長)

やはり緊急時だとしても事前に情報があることや、日頃からの利用があるほうが病院も受け入れやすいということですね。複数の選択肢を作ることは、保護者にとっては、連絡調整などの手間がありますが、受け入れができる施設や病院に事前にご相談いただければと思います。

相談員を活用してレスパイトや緊急時のために準備していただくことも一つの手段かもしれません。

また、医療的ケア児等支援部会においても、地域にレスパイト入院を受け入れてくれる病院を訪問したりすることも必要かと思えます。

先ほどの、共生型のサービスについて事務局から説明をお願いします。

(事務局)

共生型のサービスについてご説明させていただきたいと思えます。

障がいのある方が、65歳以降も使い慣れた施設を継続して利用できる制度です。障がい福祉サービスの事業所が介護保険サービスを提供できるように指定を受ける場合と、介護保険サービスの事業所が障がい福祉サービスを提供できるように指定を受ける場合と二通りの方法があります。

介護保険サービスの事業所が、障がい福祉サービスの指定を受けている件数を確認しましたが、市内では7事業所ありました。ただし、ショートステイを利用できる施設はありませんでした。主に生活介護や居宅介護事業所が指定されています。

県内ではショートステイを利用できる事業所は14か所と少ないため、実際の利用は難しいと思われます。

(田代会長)

制度がありながら整備が進んでいないのは課題だと思います。協議会の中でも共生型が進んでいないことを伝えていく必要があると思えます。

続きまして春日苑の記載内容について牧瀬委員より事前質問があります。

『地域課題の「安否確認の必要な独居者の見守りについて」』において、民間住宅での見守り支援として具体的にどのようなものがあればよいか、考えられていることがあれば教

えてください。』とのことです。

春日苑正木相談員より説明をお願いします。

(正木相談員)

独居の方が自宅でトラブルがあった際に、誰も気付かない状況があるのは非常に困ることであると思いました。関わったケースですが、見守りサービスを実施している公団がありましたので、民間の住宅においても見守り支援をするサービスが増えてくるといいと思いました。

(田代会長)

現在は UR などでも見守りサービスを実施している業者と契約しているところもありますので、そのようなサービスがその他の民間住宅でも広がるといいですね。

また、地域での安否確認もありますが、地域の繋がりが薄いのも一つポイントでもあると思います。基幹相談支援センターから地域の見守りについて説明をお願いします。

(基幹相談センターしゃきょう)

障がい分野ではなく、高齢者の分野での事業を紹介させていただきます。

(資料 10 に基づく説明)

社会福祉協議会では『福祉電話事業』というのがございます。市内にお住まいの 65 歳以上の一人暮らし高齢者、もしくは 65 歳以上の高齢者のみの世帯を対象に、福祉電話協力員が月曜日から金曜日までの希望する日に電話をかけます。

電話による安否確認を行うことで、健康状態を把握、孤独感解消や急病等の早期発見につながる事業となっております。現在 30 人の方が利用しており、男性 11 名、女性 19 名となっております。6 名の福祉電話協力員にご協力いただいております。

また、地区社会福祉協議会の事業として、『地域見守り事業』があります。

概ね 65 歳以上の高齢者を中心に住み慣れた地域での安心な暮らしを支援するために地域住民の参加と協力を得て安否確認を行う事業となっております。現在、7 か所の地区社協で、この地域見守り事業が実際に行われております。

実施内容につきましては、地区社会福祉協議会ごとに違っております。

訪問による安否確認、新聞やカーテン等の状況を目視による安否確認、電話での見守り、

絵手紙を書いた往復はがきでの安否確認、定期的に花壇を綺麗にする活動を通じて、顔を合わせることによる見守り活動もあります。

また地区社協以外では、散歩隊が結成されている地区や、野菜・果物などの販売を通じて、近隣の顔つなぎをする地域、また高齢者サロン等の参加をすることで見守り活動をしている地域もあります。

高齢者の見守り活動に関しましては、今後も広がっていくのではないかと思います。

(田代会長)

誰もがいずれ高齢者になるため、明日は我が身という思いで制度が作りやすいと思いますが、高齢者だけではなく障がいの方にも広がって、受け入れられていくとよいと思いました。

緊急通報システム等市の制度について事務局からご紹介ください。

(事務局)

(資料10に基づく説明)

『配食サービス』の対象者は、介護保険の対象となる高齢者、重度障がい者のみの世帯としております。一食300円で月曜日から金曜日の昼食か夕食のどちらかに弁当を届け、配達員による安否確認を兼ねるサービスです。

『緊急通報システム』の対象者は、要介護認定のある方だけの世帯又は、独居で外出困難な重度の身体障がい者となります。通報装置を自宅の固定電話に取り付け、緊急時に赤い非常ボタンを押すと、119番へ通報されるシステムになっています。また、ペンダント式のボタンもあります。

『認知症高齢者等見守り支援事業』として2つの事業所を実施しております。

一つ目は、『GPS端末購入費の助成』となります。対象者は、要介護等の認定を受けている認知症の方であり、今後も行方不明になる可能性のある方になります。助成の上限は1万円で、月額利用料を負担していただいております。

二つ目は、『みまもりあいステッカー及びみまもりあいプロジェクト』です。対象者は要介護等の認定を受けている認知症の方です。衣服、カバンや杖などに貼るオレンジ色の見守りステッカーを配付しています。

ステッカーにはID番号とフリーダイヤルが記載されていますので、これを張りつけた

方が1人で歩いている場合に、フリーダイヤルに掛けていただくと、個人情報のやりとりをせずにご家族に連絡ができるものとなります。

また、地域見守り活動に関する協定を、新聞店、郵便局、電力会社等と締結しています。通勤途中や外回りをしているときに、新聞や郵便物がポストに溜まっている、洗濯物が長期間干してある等の気になることがあった場合に、市に連絡をいただく協力をお願いしています。

(田代会長)

続きまして、牧瀬委員からの質問です。『地域課題の「医療との連携および繋がる仕組み作り」において、具体的にどのような仕組み・地域作りがあればよいか考えられていることがあれば教えてください。』ですが、JHNまあるの佐藤相談員から説明をお願いします。

(佐藤相談員)

在宅医療・介護連携推進事業に障がい福祉分野も連動させてもらうこと、又医療・介護の連携ネットワークシステムである「かすがいねっと連絡帳」の活用に障がい福祉分野を入れてもらうことができると良いと考えています。

(田代会長)

医療機関から支援センターへつなぐ仕組みがあればいいと思いますが、竹内委員ご意見ございますか。

(竹内委員)

地域には障がいのある方、精神疾患のある方、高齢で生活に苦勞しておられる方があります。当院では、そのような方が受診されたとき、関係機関につなぐ対応をしています。

しかし、医療機関だけでは、すべての問題をカバーすることはできません。

特に初診において、そのような方が何に困っているか分からない時に、障がい福祉関係の相談先が欲しいことがあります。

当院としては、相談先について承知していますが、他の医療機関はそうとは限らず、相談先の資料が提供されたとしても、思い出して活用できるか分かりません。

医師として望むことは、ワンストップのようなシステムが欲しいです。困ったときはこ

ここに相談すればよいという連絡先があればよいと思います。

(田代会長)

病院の先生方は診察でご多忙なので、ワンストップの相談先を作ることは、一つヒントかもしれません。

「かすがいねっと連絡帳」について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

かすがいねっと連絡帳について説明させていただきます。

地域福祉課では医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者の方が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるように、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関等介護事業所などの関係者との協働連携を推進する在宅医療・介護連携推進事業を実施しています。

その中で、利用者の在宅療養生活を支えるために、利用者の状況変化等に応じて、医療と介護の関係者間で速やかな情報共有を行うことができるICTを活用したツールとして、「かすがいねっと連絡帳」を使用しています。

LINE グループのような、共通のケースに関わる支援者間でグループを作成することで、情報共有を図ることができます。

グループ内で、現状の報告、担当者会議の開催案内等のお知らせなど、必要な情報をやりとりしており、支援者がタイムリーに利用者の状況を共有することができ、一度に複数の関係者と情報共有できるので、事務の効率化にも繋がります。

また、個人間でのやりとりもできます。

現在、市内では病院、クリニック、歯科医院、薬局、ケアマネジャー、介護保険サービス提供事業者など約500施設の登録があります。

(田代会長)

三浦委員、かすがいねっと連絡帳を活用された事例は何かありますか。

(三浦委員)

医療の介入が必要な方で、医師にも入っていただき随時やりとりをするケースで、グル

ープを組んで、活用したことがありました。

しかし、このシステムを十分活用するためには、毎日のようにメールを確認する習慣をつけるなど、関係者がこのシステムに慣れる必要があると感じました。

また、グループを組んだ地域の関係者向けに、地域包括支援センターから支援センターだより等を発信して、必要な情報の共有のために活用させてもらっている。

さらに、すべての関係事業所が登録しているわけではないため、随時声掛けをしながら、事業者にも使い慣れていただけるように話を進めています。

(田代会長)

介護保険法の改正により、平成 27 年度から在宅医療・介護連携推進事業が始まっており、障がい福祉としても、医療や高齢者福祉の関係者と今後の連携強化に繋がっていければと感じます。

また、重層的支援体制も始まっており、課題としては、医療との連携が横断的包括的なものになるのか、またプライバシーの問題が非常に大きいため、どのように公的な関係機関に繋がり、他の関係機関とどのように関わっていくのかがポイントになると感じました。

今後も引き続き、多種多様な関係機関と連携をとっていただきたいと思います。

次に、今回の事前意見の中で一番質問の多かった「入所措置児童の卒業後の居所」についてです。

まず、事務局から移行調整に係る制度について説明をお願いします。

(事務局)

「障害児の新たな移行調整の枠組みの構築に係る手引き」について、『資料 10』に基づいて説明。

(田代会長)

卒業を控えている児童の行き先について、中心的役割となる児童相談センターでもうまくつながらないケースが毎年のようにある状況です。

今、県が現状把握の調査をしているということは、この制度が進むのは来年度ぐらいからかもしれません。

各障がい者相談支援センターでも事例がありますので、本日は、基幹相談支援センター

しゃきょうの事例についてご説明をお願いします。

(しゃきょう高村相談員)

療育手帳A判定である特別支援学校高等部3年生の女子生徒のケースです。

父子家庭であり、頼れる親族もないことから自宅での養育が困難となり、児童相談センターによる措置入所となりました。

現在主で関わっている関係機関としては、児童相談センターとなります。

本児に関わる関係機関としては、障がい児入所施設、特別支援学校、今後入所予定のグループホーム、基幹相談支援センターになります。

卒業後は、自宅での養育が困難なため、自宅に戻ることはできません。

卒業後の行き先がスムーズに決まらない理由として、1点目としては、適切な居場所が施設入所又はグループホームとなるか検討に時間がかかりました。

2点目は、卒業まで1年以上あることから、居室を確保してくれるグループホームを見つけることに時間がかかりました。

3点目としては、実習時期との兼ね合いで、学校との足並みを合わせることが難しく感じるがありました。日中活動先のサービスについても、学校と意見が合わないことがありました。

(田代会長)

他の事例についてもご確認いただきたいと思いますが、浅野委員からご感想をお願いします。

(浅野委員)

児童によって生活状況や就学先の状況が異なり、生活を構成している要素もそれぞれ違うため、各関係機関の責任の役割分担をはっきりさせて、今後の本人の生活を繋いでいくためにも動きやすい体制を整備することが非常に大切だと感じました。

(田代会長)

早い段階での調整を制度化しても、先ほどのケースのとおり、卒業するまで部屋を確保できないなどの課題があり、また、強度行動障がいなど障がい重いほど決まりにくい現

実がある課題もございます。

中には、措置から契約入所に切り換えると児童相談センターとの関りがなくなるため、主機関が分かりにくくなるなどの事例が他にもありますので、これからもご紹介していただければと思います。

また、本人の人生に大きく関わることとなりますので、その後の進路を誰がどのように決めていくのか、「協議の場」に参加したときは、本人の人生を真剣に考えていただきたいと思います。

続きまして、あっとわんから不登校について報告がありました。坂田委員から学校教育側の受け止めや現状についてご紹介をお願いします。

(坂田委員)

不登校の問題については、特に中学校において、非常に大きな問題になっており、教育委員会でも重要視しています。

不登校はあくまで症状ですので、その原因は個々によって異なります。

学校での対策としては、不登校教室が今年度から全中学校に設置され、カウンセラーや対応する教員が配置されており、この教室に通学しているケースがいくつかあります。

また、保護者の送迎が必要になりますが、教育研究所と藤山台に設置されている適応指導教室である「あすなる教室」や民間のフリースクールに通う生徒もいます。

そのような場に通うことを出席としてみなすのか、校長会でも議案に上がっており、教育委員会がガイドラインを作成する流れはありますが、現時点では出席と認めるかは学校長の判断です。

出席日数については、中学校の場合、その後の進路に関わるため非常にシビアなところがあります。そのため、どのようなガイドラインにしていくか審議されています。

また、全生徒にタブレットを配付しているため、ICTを活用して、自宅でも授業が受けられるシステムの導入についても検討されていると聞いています。

(田代会長)

学校教育側でも様々な課題があり、児童の進路に関わる難しい問題であると思います。

障がい福祉側も同様の事案があるため、学校側との連携が図れるとよいと思い、ご紹介

をいただきました。

次に、地域課題として継続されているものの中に「インフォーマルサービスの充実」があります。

地域にどのようなサービスがあれば解決が図れるか、各支援センターから挙げられているので、資料をご確認ください。これからもこのような事例を集めて、皆様に周知させていただくことで、解決に結びつくご意見をいただけるかもしれませんので、今後も引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

続いて議題2に進みます。

(正木相談員)

資料3に基づく説明 (障がい者生活支援センター連絡会)

(三輪委員)

資料4に基づく説明 (当事者団体連絡会)

(住岡相談員)

資料5に基づく説明 (医療的ケア児等支援部会)

(事務局)

資料6に基づく説明 (運営会議)

(田代会長)

今年度の第1回地域自立支援協議会で、放課後等デイサービスを探したところ身辺自立が難しいお子さんが、事業所に空きがないことで断られる実態があることをご紹介しました。今回の事業所連絡会を通じて、この実態をお伝えし、今後このようなことがあった場合、横の繋がりやサービス同士の情報交換等の工夫をお願いしたところ、アンケート等でも、好意的なご意見が多数ありましたので、今後の様子を見守りたいと感じています。

報告について、ご質問等がありますか。

(坂田委員)

介護との連携について、1個人の意見としてお聞きください。

自分の母親が体調不良になったときのことで、主治医やケアマネジャーにもお世話になっていますが、それ以上に美容師の存在に助けられました。

日々の見守りを考えると、食事の調達等ができていることも大切ですが、母が出不精になった時期があり、理由を尋ねると「こんな風貌だから」とのことでした。そのとき、通っていた美容院にご協力いただき、誰も来ないような状況で散髪をしてもらいました。

とても喜んでいる母を見て、美容院のような社会資源も大切であると実感しました。

(田代会長)

このお話もインフォーマルサービスにつながるもので、公的な支援だけではなく、様々な社会資源を活用することで生活が成り立っていると思います。貴重なご意見ありがとうございました。

続きまして、地域生活支援拠点等の報告をお願いします。

(杉山相談員)

資料7に基づく説明

(田代会長)

グループホーム花桃の体験事業については、利用が少ないことに関し、日中通う事業所への送迎が課題になっていましたので、事業所に対してアンケートを実施しました。アンケート結果ではそうとは限らないことが分かりました。

また、計画相談員にも、グループホーム花桃の体験についてアンケートをしていますので、なぜ利用につながらないのか課題が見えてくるといいのかなと思います。

服部委員からご意見をお願いします。

(服部委員)

体験された方の話では、事業所が送迎をしてくれるので、すごく楽しい体験できたという話を聞いています。

問題点としては、次のステップがないということで、ある程度上手く利用できたとしても、次の見通しがどうなるのか分からないことが、問題であると思っています。

(田代会長)

貴重な意見ありがとうございました。

体験利用ができて、次に繋がる見通しがないと利用には結びつかないということで、この点についても、コーディネーターには引き続き検討していただきたいと思います。

続いて、虐待の通報状況について事務局からお願いします。

(事務局)

資料8に基づく説明（虐待の通報状況）

(田代会長)

坂田委員から事前意見として、「件数に上がるまでの経緯について、障がい者施設への虐待は特に問題になっており、もし施設からの自己申告だけであれば、全体的な把握は難しいと思われますので、把握の方法について工夫が必要なのではないか」ということにつきまして、事務局から回答をお願いします。

(事務局)

障がい者施設への虐待につきましては、市や基幹相談支援センターしゃきょうに通報があったものに対して、市の職員が施設を訪問し、施設の管理者、従業員等から聞き取りを行って、虐待の有無や通報内容について確認をしております。

通報自体は、施設利用者、施設の従業員、元従業員、計画相談員から入ってきており、施設へのアンケートという形はとっていません。

理由としては、行っている行為がたとえ虐待であった場合でも、施設が自覚できていないこともあるためです。

市としましては、虐待防止の意識向上に向け、施設に対して、県の虐待防止研修の受講案内をしており、また、基幹相談支援センターでも、年に3回、施設職員、計画相談員向けの虐待防止研修をしております。

これらの研修の受講により正しい判断による報告が上がってくることを目指して、取り組みをさしていただいています。

(坂田委員)

虐待については、学校でも慎重に取り扱うように認識しています。市民から児童相談センターに通報があれば、学校にも連絡があります。

防止策としては研修も必要かもしれませんが、過酷な労働条件が原因かもしれません。一概に問題を起こした事業所だけに責任を負わずだけではなく、第3者機関の設置等、問題意識を持つことが大切だと思いました。

(田代会長)

問題意識を高めていくことが、非常に大切で、虐待防止法の趣旨としては、罰を与えることではなく、なぜ虐待が起きたのか、防止するためにはどうすればよいかを考えることだと思います。

今年度から各事業所には虐待防止委員会の設置が必須となりました。市の監査の際に触れることもできると思いますし、また、虐待に関する問題意識を高めるためにも協議会や研修を通じて訴えかけることが重要になると思います。

それでは以上をもちまして、本日予定していた全ての議題は、皆様のご協力により終了いたしました。

本日お話をいただいている方から一言お願いします。

(水野委員)

自分の仕事上で触れたことのない話題について、理解を深めることができました。

担当しているケースですが、レスパイトは保護者の息抜きの意味合いもありますが、その間に用事を済ませることもあり、決して休んでいるだけではない現状もあります。

そのような家族を支援する意味でも、レスパイト利用をしやすい環境が整えられるとよいと感じました。

(高木委員)

障がいのある方の生活を支えるために、多くの関係機関の連携が必要です。我々の関係する部分では職業を紹介したりすることではありますが、少しでも力になればよいと感じています。

(牧瀬委員)

問題点を探るためには、まずは多くのご意見をいただく必要があります。そこから議論を重ねることにより、解決策がすぐには見つからないとしても、課題が深まり、次につな

がることとなります。

次回も事前の意見をたくさんいただければと思いますし、今日学んだことを皆様の各領域でも議論していただいて、課題解決への糸口を探っていただければと思います。

各委員にその他意見がないことを確認し、閉会した。

令和5年2月13日

会 長 田 代 波 広

職務代理者 牧 瀬 英 幹